令和５年度　国民健康保険税の計算方法

【国民健康保険税の税率】

種　別	計　算　の　基　礎	税　率　な　ど		
		医療分	後期高齢者支援金分	介護分（40 歳から 64 歳）
所　得　割	（総所得金額-４３万円）×税率	5.6%	2.1%	1.6%
均　等　割	加入者１人につき（年額）	26,000 円	10,000 円	11,000 円
平　等　割	１世帯につき（年額）	21,000 円	7,000 円	5,000 円
課税限度額	１世帯の最高限度額《1,040,000 円》	650,000 円	220,000 円	170,000 円

※国民健康保険税額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計額となります。

【国民健康保険税の軽減判定表】

所得の低い世帯の負担を少なくするため、次の基準に該当する場合は、国保税の均等割と平等割が総所得金額等に応じ減額されます。

（世帯内で次の基準に該当する人全員が住民税の申告をしていないと軽減が受けられません。）

軽減割合	軽　減　判　定　基　準
７割	世帯主と国保加入者（※1 特定同一世帯所属者を含む）の※2 総所得金額等が 43 万円＋10 万円×（※3 給与所得者等の数－1）以下
５割	世帯主と国保加入者（特定同一世帯所属者を含む）の総所得金額等が 43 万円＋（29 万円×国保加入者（特定同一世帯所属者を含む）の人数） ＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下
２割	世帯主と国保加入者（特定同一世帯所属者を含む）の総所得金額等が 43 万円＋（53.5 万円×国保加入者（特定同一世帯所属者を含む）の人数） ＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下

※1 特定同一世帯所属者：
　後期高齢者医療に移行した人で国保に加入していた時と同じ世帯に属している人。

※2 総所得金額等：
　６５歳以上の年金所得者は年金所得から１５万円を控除します。
　専従者控除・専従者給与がある場合は、適用せずに算定します。
　土地などの譲渡所得などがある場合は、特別控除前の額です。

※３給与所得者等の数
　一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）と公的年金等の支給（65 歳未満は 60 万円超、65 歳以上は 110 万円超）を受ける者。